

提出された意見等の概要及び対応(案)

案件名：中小企業の振興に関する条例改正要綱（案）

意見募集期間：令和元年 11 月 20 日～令和元年 12 月 3 日

意見等の提出件数：15 件（4 人）

①意見を反映 2 件、②今後の検討・実施の参考 8 件、③その他 5 件

	意見等の概要	意見等への対応
1	「中小企業関係団体及び金融機関等と連携し、」の部分について、既に第 4 条 2 項に規定されており、他の条文とのバランスを欠く。	【意見を反映】 当該箇所について削除しております。
2	「復旧・復興」の部分について、「・」が使われることはまれであり、「復旧または復興」と規定すべきである。	【意見を反映】 国の法律での使用例をもとに「復旧復興」と改めております。 【参考：強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法】 第 1 条 この法律は、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等（以下単に「大規模自然災害等」という。）に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり（以下「国土強靱化」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び国土強靱化基本計画の策定その他国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、国土強靱化推進本部を設置すること等により、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
3	既存の支援策に加え、今後新たな施策が拡充されることを期待しつつ、それら支援策の情報を被災前および被災直後、速やかに中小企業に浸透させるような支援体制の整備も重要である。	【今後の検討・実施の参考】 ご意見は、具体的な施策の実施に当たり参考としていきます。
4	BCP をより身近に感じてもらうため、平時より企業が関心を持って取り組む経営計画づくり等において、BCP への啓発や導入を促進していくことが重要である。	

提出された意見等の概要及び対応(案)

	意見等の概要	意見等への対応
5	災害が起きてからではなく、災害を想定し、支援策の具体化を考 えることが必要である。	<p>【今後の検討・実施の参考】</p> <p>ご意見は、具体的な施策の実施に当たり参考としていきます。</p>
6	阪神・淡路大震災時における問題点を洗い出し、国のグループ補 助金に対する県の上乗せ、二重ローン・既存債務の免除など、備え ることが必要である。	
7	平時から地元業者、中小企業者・小規模事業者に仕事をどう回す かの視点が必要である。	
8	国の激甚災害認定を受けない災害においても、地域内で被害の差 が大きいことが多くあり、一定の被害額以上の場合には支援の対象 にする措置を講じるなど、実態に即した対応を希望する。	
9	BCPや事業継続力強化計画の作成支援（個別企業だけでなく集 合研修）や試験運用など、事前予防対策の支援も有効である。	
10	条例に定める事項、その実施状況その他必要な事項について、中 小企業経営者も参加して率直に意見交換できる「円卓会議」を設け て頂くことを期待する。	
11	「地震、風水害その他の災害時において、」の部分について、地 震、風水害は、その他の災害を含めた例示であり、例えば、「地震、 風水害その他の災害が生じた場合において、」等の明確な表現に改 める方が適切である。	<p>【その他】</p> <p>「災害時」は、災害の時という意味であり、地震、風水害は災 害の例示として挙げており、国の法律でも同様の使用例があるこ とから、変更は行わないこととします。</p> <p>【参考：農業用ため池の管理及び保全に関する法律】</p> <p>第 12 条 市町村長は、その区域内に存する特定農業用ため池の 決壊に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避 難路その他の避難経路に関する事項その他<u>水害その他の災害時</u> における円滑な避難を確保する上で必要な事項について、これら を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずることによ り、住民に周知させるよう努めるものとする。</p>
12	自然災害の発生等により甚大な被害を受ける可能性のある中小 企業の視点に立ち、被災により損なわれる事業継続意欲を支え、よ	【その他】

提出された意見等の概要及び対応(案)

	意見等の概要	意見等への対応
	り早期の復旧・復興を推進する施策整備は喫緊の課題であると高く評価する。	【その他】
13	震災から 25 年を前に、「中小企業の災害時の事業継続支援」を条例に盛り込むことを歓迎する。	
14	中小企業の振興に係る県の姿勢を明確にする今回の条例改正案に対して、歓迎し賛成する。	
15	今後とも、経営指導員による巡回・窓口相談を拡充する中で、地元中小企業への危機管理意識の醸成を図るとともに、被災後の早期復旧に向けた情報提供や施策普及に尽力していく。	